## 沼田町 Two-way 留学実施要領

(目的)

1 この要領は、地方と都市の双方での生活において、子どもの豊かな体験機会を創出することにより、 多様な知識や価値観を育むことを目的として、沼田町への一時的な移住や二地域居住を希望する世帯 における児童生徒の沼田学園沼田小学校及び沼田中学校への入学を可能とする留学制度(以下「Twoway 留学」という。) について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (実施期間)

2 Two-way 留学が可能な期間は毎年5月2日から翌年2月末日までとする。

# (受入の制限)

3 1年間に受け入れする人数は、**各学年2名を上限**とする。 なお、二地域居住により、同一の児童生徒が Two-way 留学を複数回実施する場合、**1年間の往来 回数は3回**を上限とする。

## (申請)

4 Two-way 留学の申請をしようとする者は、通学区域外就学申請書及び沼田町 Two-way 留学申請書(第1号様式)を沼田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

#### (承認)

5 前項に基づき Two-way 留学の申請があったときは、当該児童生徒の通学の状況及び就学を希望する学校の学校運営、施設の状況等を総合的に判断し、特に支障がないと認められるときは、その申請を承認することができる。

#### (許可)

6 前項に基づき、Two-way 留学を承認する場合は、申請者に Two-way 留学決定通知書(第2号様式)を交付し、当該児童生徒が就学しようとする学校の校長に通知するものとする。

#### (承認等の取消し)

7 教育委員会は、当該申請の理由又は理由を証明する書類等に虚偽があったときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

#### (その他)

8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。